

部活動に係る活動方針

活動の基本方針

- 生徒の自主的、自発的な参加により行い、効率的・効果的活動から、生徒自らが輝く自分づくりを目指す。
- 全職員が協力し、学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築する。
- 豊かなスポーツライフと文化および科学の楽しさを追求する態度を養い、バランスのとれた心身の成長と充実した学校生活につなげる。

指導体制の整備について

- 管理職は円滑な部活動の実施のため、生徒や教員の数、教員の長時間労働の解消等を念頭に、適正な数の部活動を設置する。
- 各顧問は活動計画および実績簿を作成して管理職に提出すると共に、生徒及び保護者にも配布する。
- 管理職は、各部の活動状況を把握し、必要に応じて顧問に指導と助言を行う。
- 各部とも複数顧問による指導体制を整え、必要に応じて校長の許可のもとに外部指導者を依頼する。
- 管理職は各部の活動状況を把握し、生徒と教職員の過度な負担とならないように適宜、指導と是正を行う。

具体的な活動の進め方について

- 施設や設備の点検を定期的実施し、安全管理と事故の防止に努める。
- 生徒の発達段階に応じた効果的な指導、安全の確保、生徒を傷つける言動が許されないことを共通理解する。
- 必要に応じて、職員会議等で指導法や生徒情報などの情報交換を行う。
- 全職員が心肺蘇生法やAED使用の研修を実施し、事故等が発生した場合は、迅速・適正に対応する。
- 部活動費用を徴収する際は管理職の指導の下、保護者の理解を得る。会計は適正に処理し、管理職及び保護者へ報告する。
- 大会、練習試合等で自転車を利用する場合は、ヘルメットを着用する。自転車保険に必ず加入したうえで自転車を利用する。
- 生徒・保護者は活動方針を十分に理解した上で活動し、各顧問は部活動保護者会の機会を利用して、指導方針を説明し理解を得る。

適切な休養日等の設定について

- 原則以下の通り、休養日と活動時間を定める。ただし、校長が認めた場合に限り、生徒の健康に配慮し、生徒・保護者の理解を得て実施する。
 - ア 平日1日以上、週休日1日以上、週2日以上、の休養日を設ける。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
 - イ 中間テスト3日前、期末テスト5日前からは活動を停止する。
 - ウ 1日の活動時間は、平日2時間程度、週休日は3時間程度とする。
 - エ 平日の8時10分より前の活動（いわゆる朝練）は、原則実施しない。ただし、春日部市、または校長が特に認める大会等の実施2週間前から、校長が認める場合に限り、いわゆる朝練を実施できることとする。
- 長期休業中についても、上記に準じて活動する。

※上記のような方針で行いますので、部活のない時の家庭での過ごし方と指導をお願いします。